

給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」における支援策として、対象となられる世帯に給付金を支給します。

令和4年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金



1世帯当たり
10万円

申請
期限

・確認書 発行日より**3か月以内**
・申請書 **10月31日(月)**

窓口

福祉課

保護係

0954-23-9235

●支給対象者 以下の①②のいずれかに該当される方

① 世帯全員が令和4年度住民税が非課税の世帯【住民税非課税世帯】

【申請方法】

送付された「確認書」または「申請書」を提出してください。

② 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯

【申請方法】

「申請書」を提出してください。

※①②に該当する場合であっても、以下の世帯は給付金の支給は受けられません。

- ・住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯
- ・「令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を既に受給されている世帯

●書類提出先

福祉課窓口へ提出または郵送

●申請書

福祉課窓口またはたけおポータルからダウンロードできます。



※非課税世帯に該当するかなど、個人情報に関するお問合せは、お電話で回答できません。

窓口

こども家庭課

給付係

0954-23-9216

令和4年度低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金



対象児童1人当たり

5万円

申請
期限

令和5年2月28日(火) ※当日消印有効

●支給対象者 ※申請が必要な方

ひとり親世帯

- ① 公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方（家計急変者）

ひとり親世帯以外の子育て世帯

- ① 対象児童を養育する方のうち、令和4年度の住民税が非課税の方
- ② 対象児童がおり、令和4年度の住民税は課税されているが、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、年間収入見込額が住民税非課税相当となる方（家計急変者）

※対象児童：平成16年4月2日(薄がい児の場合、平成14年4月2日)から令和5年2月28日までに出生した児童

●書類提出先

こども家庭課窓口へ提出または郵送

●申請書

こども家庭課窓口またはたけおポータルからダウンロードできます。

